

令和 7 年度 四日市市会計年度任用職員（フルタイム）
〔認知症地域支援推進員〕 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- (1) 募集職種 —— 会計年度任用職員（フルタイム）〔認知症地域支援推進員〕
- ① 認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業者及び地域の支援者間の連携を図るための企画、連絡調整、周知啓発にかかる業務。
 - ② 認知症の人やその家族を支援する相談業務（窓口・電話・訪問対応の他、基本的なパソコン操作あり）。
- (2) 採用予定人数 —— 1名

2 採用予定日 令和 7 年 4 月 1 日

3 受験資格 次の要件をすべて満たす人が受験できます。

- (1) 昭和 40 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- (2) 保健師、看護師（准看護師を含む）、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する人
- (3) 普通自動車運転免許証を有し、免許取得後 1 年を経過した人
- (4) 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人
- (5) 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

4 試験日及び試験会場

試験日	令和 7 年 2 月 2 日（日） 午前 9 時から
会場	四日市市役所北館（四日市市役所北側） 2 階 介護保険認定調査室

5 試験内容

試験科目	試験時間	内 容
事務能力基礎試験	50 分	国語（日本語）能力、数的処理能力
適性検査	50 分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	概ね 15 分	人物及び職務に対する適応性等について総合評価

※鉛筆（B 又は HB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参してください。

- 6 合格発表 —— 令和 7 年 2 月中旬頃 郵便にて本人に通知
※合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

- (1) 提出書類
- ① 受験申込書 1 部〔市規定用紙。3 箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30mm×40mm）を貼りつけること。〕
※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。
 - ② 受験票 1 部〔市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと。〕
 - ③ 封筒（長型 3 号） 2 通〔受験票、試験結果送付用。2 部とも宛名を明記した上 110 円切手を貼ること。〕

- ④ 証明書など 3 受験資格(2)の資格証の写し 1 部
⑤ 在留資格を証明する書類(住民票など) 1 部 (外国籍の人のみ)
※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市健康福祉部 高齢福祉課 企画係
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所3階

(3) 受付期間

令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金) [当日必着]

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書してください。

高齢福祉課に直接持参いただく場合は、祝・休日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1カ月間
(2) 場所 四日市市健康福祉部高齢福祉課(四日市市役所3階)
(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市健康福祉部 高齢福祉課 企画係 TEL 059-354-8455

勤務条件(令和7年4月予定)

- (1) 初任給199,980円(金額は地域手当(10%)を含む)
◇ 前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)
◇ 諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。
◇ 民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- (2) 勤務場所
◇ 四日市市役所 高齢福祉課(四日市市諏訪町1番5号)
- (3) 勤務時間等
◇ 1週あたり38.75時間、原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。
- (4) 休暇
◇ 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。
◇ その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- (5) 任用期間及び再度の任用
◇ 採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日)
(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)
(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和12年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が59歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません。)

【参考】地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者